## ザ・関シル・

2024年1月号

令和 6 年 1 月 25 日発行 (公社)関西シルバーサービス協会 広報部 TEL / FAX (06)6762-7895 / 4 info@kansil.jp http://kansil.jp



## © THE KANSAI SILVER SERVICE ASSOCIATION

## 2024年介護報酬案示される 基本報酬:訪問介護は減、居宅介護支援は増

厚生労働省は1月22日、社会保障審議会介護給付費分科会を開催し、2024年4月(一部サービスは6月) に改定される介護報酬の案を示しました。

訪問介護は基本報酬がい【訪問介護の基本報酬案】(1回につき ※カッコ内は改定前)

ずれも引き下げられました。

委員からは、不満の声が 複数上がりましたが、国は 昨年 11 月公表の介護事業経 営実態調査で、訪問介護事業の 収支差率が 7.8% と、全サー ビス平均の 2.4% を上回って いたことや、現状 3 種類し いたことや、現状 3 種類し た「介護職員等処遇改善加 算」で、訪問介護では最上 位の場合に 24.5% と、これ

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
イ 身体介護が 中心である場合	<mark>163単位</mark> (167)	<mark>244</mark> 単位 (250)	387単位	567単位に30分を増すご とに+82単位 (579単位に30分を増す ごとに+83単位)

	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き 生活援助を行う場合
ロ 生活援助が	<mark>179</mark> 単位	<mark>220</mark> 単位	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+65単位【195単位を限度】
中心である場合	(183)	(225)	(所要時間が20分から起算して25分を増すごとに +67単位【201単位を限度】)

<mark>ハ 通院等乗降介助</mark>1回につき 97単位(99)

までより高い加算率を設定したことなどを説明しました。

## 【居宅介護支援の基本報酬案】(1月につき ※カッコ内は改定前)

		要介護1、2	要介護3、4、5			
居宅介護 支援費 (I)	(i)取扱件数45件未満	1086単位(1076)	1411単位(1398)			
	(ii)取扱件数45件以上60件未満	<mark>544</mark> 単位(539)	704単位(698)			
(1)	(iii)取扱件数60件以上	<mark>326</mark> 単位(323)	<mark>422</mark> 単位(418)			
居宅介護     支援費 (   (π)	(i)取扱件数 <mark>50件未</mark> 満	<mark>1086</mark> 単位(1076)	<mark>1411</mark> 単位(1398)			
	(ii)取扱件数50件以上60件未満	<mark>527</mark> 単位(522)	<mark>683</mark> 単位(677)			
	(iii)取扱件数60件以上	<mark>316</mark> 単位(313)	<mark>410</mark> 単位(406)			

※(Ⅱ)を算定できるのは、「ケアプランデータ連携システム」)の活用及び 事務職員の配置を行っている事業所 一方で、居宅介護支援の 基本報酬はいずれも引き上 げられました。

現行では、ケアマネジャー1人当たりのケアプラン取扱件数が「40件以上」の場合に、基本報酬の逓減制が適用されますが、改定後は要件を設けず一律に「45件以上」へと緩和されます(⇒居宅介護支援費(I))。また、事務職員

を配置して、「ケアプランデータ連携システム」を活用することを要件に、逓減制の適用をさらに「50件以上」へと緩和します(⇒居宅介護支援費(Ⅱ))。介護予防ケアプランの取扱件数も、現行は「2分の1」でカウントするところを、「3分の1」へと緩和されます。

一方で、同一建物居住者へのサービスに対し、今回初めて減算(基本報酬の▲5%)が設けられました。 ▽居宅介護支援事業所と同一 or 隣接敷地内の建物、または同一建物に住む利用者▽居宅介護支援事業 所の利用者が1月あたり20人以上住む建物(上記以外)で暮らす利用者──が対象です。

この日の分科会ではこれらの報酬案が了承され、社会保障審議会を通じて厚労大臣へ答申されること になっています。その後パブリックコメントを経て、年度内に正式に告示される予定です。